

第七次宮崎県農業・農村振興長期計画(後期計画) ~新たな時代の変化に対応したみやざき農業の成長産業化を目指して~

# 《第5編》計画実現に向けた推進体制

1.	役割分担	• • • • • •	• • • • •	 • • • • • • • • •	 •	149
2.	計画の推進	<b>集体制</b>		 	 	151

# 《第5編》計画実現に向けた推進体制

# 1. 役割分担

この計画を実現していくためには、農業・農村に関する課題を農業者のみならず、農業団体や市町村、 そして消費者が共有し、それぞれがその役割や安全・安心な食料を安定的に供給するための責務を 認識し、一人ひとりの行動を呼び起こし、その行動を集結させて、従来にはない新たな原動力を生み 出していくことが必要です。

このため、県民の理解と協力、消費者からの支持を得ながら、農業者はもとより、関係団体、市町村、 県などが、農業・農村に関係する共通認識を持ち、それぞれがその役割に応じた取組を進めます。

#### (1)農業者の役割

本県の農業が置かれた厳しい状況を克服し、未来を切り拓いていく原動力は、生産者の日々の 農の営みです。農業者一人ひとりが安全・安心な食料供給や県土保全に重要な役割を果たして いることにやり甲斐を持ち、主体的な取組と創意工夫により自らの経営を更に向上させる積極的 な挑戦や、地域住民と協力した農村活性化に向けた取組により、計画実現の中心的な役割を 果たしていくことが期待されます。

#### (2) 農業団体の役割

個々の農業者の挑戦は、側面からの支援により、地域の力として結集することで、大きな力を発揮します。農業団体等は、販売力の強化をはじめとする自らの機能強化に取り組むとともに、地域に根ざした組織として、県や市町村、地域の他産業と連携しながら、担い手育成や産地づくり、農村地域の活性化など、計画実現の地域マネージャーとなることが期待されます。

#### (3) 他産業関係者の役割

農業者と消費者をつなぐ食品産業・流通・外食産業などの他産業関係者は、農業者とともに 県民に食を供給する重要な役割を持ち、地域資源の有効活用を図りながら食の安全・安心の 確保や地産地消の推進に取り組むとともに、高度化・多様化する消費者ニーズに応えていくた め、農業者と連携を強化して相互の健全な発展を目指すパートナーとなることが期待されます。

### (4) 消費者の役割

農業・農村は、地域に居住する幅広い消費者に支えられています。消費者は、広く世界の情勢も視野に入れながら、「食」や「農」についての理解と地産地消や農業者との交流を通じて、普段の食生活や農業・農村の多面的機能等について考えるとともに、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策等に意見を表明する計画実現に向けた理解者・助言者・協働者であることが期待されます。

#### (5) 大学及び試験研究機関等の役割

本県農業の競争力は、地域のあらゆる力を結集してつくり上げていくことが必要です。このため、大学及び各種試験研究機関は、農業団体や市町村、県との密接な連携を図りながら、地域農業を支える多様な担い手や専門的な技術者の養成、将来を見据えた最先端の技術開発及び普及に積極的に取り組み、計画実現のフロンティア集団としての役割を果たしていくことが期待されます。

#### (6) 市町村の役割

地方分権が進む中で、地域の特性を生かしながら産業の振興を図り、魅力ある地域づくりを進めることが求められています。市町村は、地域住民の最も身近な行政機関として、関係機関・団体との連携を強化し、地域の担い手、農地、施設・機械等の農業資源を的確に把握・調整しながら、特色ある農業振興を図るとともに、農村地域の総合的な居住性の向上等、農業者や地域活動への支援を行うことにより、計画実現の地域プロデューサーとなることが期待されます。

## (7) 県の役割

県は、本県全体の均衡ある農業・農村の発展を図るために、関係者への情報提供と重点的かつ効果的な施策の展開を農業団体や市町村等と連携して立案、推進しながら、計画全体の進行管理を行うことにより、計画実現のための総合プロデューサーとしての役割を果たしていきます。

# 2. 計画の推進体制

#### (1) 推進体制

#### ① 推進本部の設置

県農政水産部内に農業・農村振興長期計画推進本部を設置し、計画の推進を図るとともに、 進捗状況の自主点検を行います。

また、西臼杵支庁及び各農林振興局は、地域推進本部を設置して進行管理を行います。

#### ② プロジェクトチームの設置

重点プロジェクトについては、農政水産部内関係課や試験研究機関、農業団体等によりプロジェクト単位に8つのチームを組織し、関係者一丸となって課題解決に取り組むとともに、実施工程表に基づく進捗管理を行います。

#### (2) 評価

本計画の推進・進行管理については、各施策の進捗状況を定期的に把握するほか、宮崎県農政 審議会をはじめ農業者や関係団体等との意見交換等を通じて評価・公表を行い、今後の政策や事業 の企画立案に反映させます。